

パキスタンにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	反ダンピング調査結果の公告の遅延	・2009年9月4日、日本、米国、ベルギー、ロシア、ウクライナからの熱延鋼板類(幅600mm以上、厚さ2mm～12mm)を対象にAD調査が開始された。しかしながら2010年12月現在、未だパキスタン政府による裁定結果が出されていない。 2011年2月25日、当局が調査打ち切りの官報を告示(調査機関のパキスタン国内企業の損害はダンピング以外の要因であると認定した)。 (継続)	・WTOルールに沿った裁定結果の早期公告。	
	日鉄連	(2)	調整関税引き上げ	・2015年12月1日、歳入不足に伴い、輸入贅沢品に対し調整関税(Regulatory Duty)の引き上げを実施し、一部鉄鋼製品が従来の税率から調整関税が引き上げられた。 (継続)	・調整関税の引き下げ・撤廃。	
20 独占	日機輸	(1)	企業結合の事前届出義務の遡及適用の不合理	・数年前に実施された過去のM&A案件について、パキスタン競争法当局より、パキスタン競争法に基づく企業結合の「事前届出」を行うよう通知を受ける。「事前届出」の根拠法令は、当該案件の完了後に制定されたものである。なお、当該「事前届出」にあたっては、パキスタン競争法に定める手数料の支払いが必要である。 (継続)	・行為の後に制定された法律を制定前の行為に遡及適用することは不適切であり、遡及適用を廃止すること。 ・既に完了している案件について、事前申請と同様の審査手続を踏むことは、対応が困難であるばかりでなく無意味であり、事前届出を不要とすること。	